

○和光市路上喫煙の防止に関する条例及び和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の一部改正（案）の説明

1 条例改正の必要性（背景）

和光市路上喫煙の防止に関する条例（以下、「路上喫煙防止条例」といいます。）が施行された平成18年当時から現在までに、健康増進法の施行や加熱式たばこ・電子たばこの普及等により喫煙に関する習慣や環境は大きく変化しており、健康・マナーの両面から市民の路上喫煙防止に対する関心は高まっています。

こうした状況の中、現在の条例の規定では適切な対応が困難となっていることから、必要な改正を行うものです。

また、路上喫煙と関連するたばこ等の吸い殻のポイ捨てについても、状況の変化に合わせてのものとするため、和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（以下、「ポイ捨て防止条例」といいます。）も合わせて改正します。

※ 条例の改正は条例によらなければなりませんので、「関連する2つの条例を改正する条例（案）」として市議会の議案として上程することになります。

2 和光市路上喫煙の防止に関する条例（平成18年条例第15号）の一部改正

(1) 題名の改正

改正後	改正前
和光市路上喫煙等の防止に関する条例	和光市路上喫煙の防止に関する条例

【内容】

改正条例の規制内容に「たばこ等の吸い殻のポイ捨て」を加えるため、題名中の「路上喫煙」を「路喫煙等」に改めます。

(2) 目的規定の改正

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、路上喫煙等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務について必要な事項を定めることにより、歩行者等の身体及び財産の安全を確保するとともに喫煙マナーの向上を図り、もって市民等の生活環境の向上に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務について必要な事項を定めることにより、歩行者等の身体及び財産の安全を確保し、もって市民等の生活環境の向上に資することを目的とする。

【内容】

現行条例の目的は、「市民等の生活環境の向上に資する」ために「歩行者等の身体及び財産の安全を確保する」ことです。しかし、条例の目的が、施行されてから現在までの喫煙習慣や周辺環境の変化に対応していないため、路上喫煙防止対策を適切かつ効果的に進めることが困難になっています。新たな課題に対応するため、条例の目的規定に「喫煙マナーの向上」を加え、「身体及び財産の安全確保」以外の事項については喫煙マナーの向上を図ることで、課題の解決を目指すものです。

なお、今回の改正の目的は、路上において「たばこ等を使用する行為」に着目し、

たばこを吸う人が吸わない人に対して適切に配慮することを促すことで現行条例の目的である「生活環境の向上」を目指すものです。

【説明】

ア 加熱式たばこ、電子たばこについて（下図参照）

いわゆる「加熱式たばこ」は、たばこ事業法で定められる「たばこ製品」に該当します（たばこの葉を使用しない（ニコチンを含まない）「電子たばこ」は、たばこ製品に該当しません）が、火を用いないため歩行者等の安全を害する可能性は極めて少ないといえます。

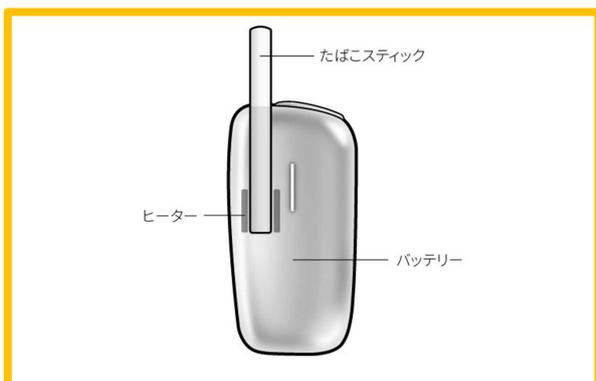
改正前の条例において路上で喫煙することを禁止する目的は、「たばこの火」から「歩行者等の身体及び財産の安全を確保する」ことですので、歩行者等にたばこの火による危険が及ばないのであれば、条例による規制の対象外となります。しかし、加熱式たばこ等が現行条例の規制対象にならないからといって、これを放置してしまうと実質的に路上喫煙を容認することになってしまうため、条例の目的を見直す必要があります。

イ 受動喫煙の防止について

現行の規定には受動喫煙を防止すること（配慮を求めること）に関する規定がありません。広く解釈すれば副流煙による被害が「歩行者等の身体の安全に影響を及ぼす」といえなくもありませんが、喫煙者や喫煙する場所を提供する者（以下、「喫煙者等」といいます。）に対して規制や配慮を求めるのであれば、解釈による運用ではなく、具体的な取り組みとして規定すべきであると考えています。

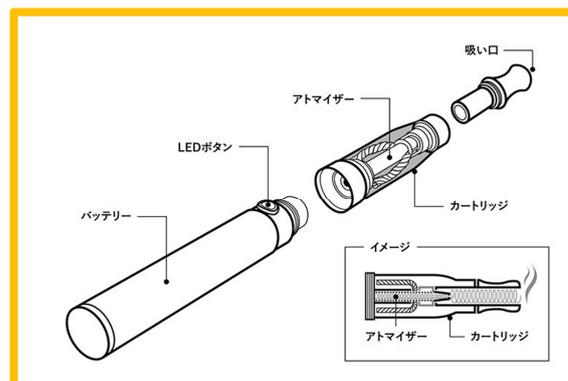
【図】「加熱式たばこ」と「電子たばこ」

《加熱式たばこ》



たばこの葉を使用し、たばこの葉を燃焼させず、加熱により発生する蒸気（たばこペーパー）を吸引するもの。（「たばこ事業法」の「たばこ代用品」に該当します。）

《電子たばこ》



たばこの葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内の液体（リキッド）を電気加熱させ、発生する蒸気（ペーパー）を吸引するもの。※国内で流通する製品ではニコチンを含まないものが一般的です。（「たばこ事業法」のたばこには該当しません。）

※画像及び説明はJTウェブサイトから引用

(3) 定義規定の改正（規定の追加・見直し）

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。</u></p> <p>(3) <u>喫煙 たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）を吸うこと又はたばこの葉以外の物質を電気加熱して発生させた蒸気を吸引することをいう。</u></p> <p>(4) <u>路上喫煙 道路等（密閉された自動車等の車内を除く。）において、喫煙すること及び火の付いたたばこを持つことをいう。</u></p> <p>(5) <u>路上喫煙等 路上喫煙及びたばこの吸い殻（たばこの葉以外の物質を電気加熱して発生させた蒸気を吸引した後に喫煙器具から排出される物を含む。）のポイ捨て（たばこの吸い殻を持ち帰らず、灰皿又はこれらを収納するための容器以外の場所に捨てることをいう。）をいう。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>路上喫煙 道路等において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

【内容】

前述のとおり、現在の喫煙習慣や周辺環境に合わせて条例の解釈や運用を適切に行うことができるよう、用語の定義に関する規定を見直します。

【説明】

ア 自動車等（追加／第2号関係）

現行の第2号では路上喫煙を「道路等において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう」と定義していますが、道路等における喫煙を禁止しているのですから、自動車、バイク及び自転車に乗車中の喫煙も当然に禁止となります。しかし、車道を通行する自動車等は歩道の歩行者等と接触する可能性が低いため、路上における喫煙であるにも関わらず指導は実質的に不可能です。

そのため、後出の「路上喫煙」の定義（改正後第4号）において自動車等に乗車中の喫煙を禁止行為に含めるため、新たに「自動車等」を定義するものです。

イ 喫煙（追加／第3号関係）

現行条例では「たばこ」を明確に定義していません。これはたばこが「たばこ事業法」により定義されているためです。しかし、たばこの葉を使用し、同法により「製造たばこ代用品」とされている「加熱式たばこ」とは異なり、たばこの葉を使用しない（ニコチンを含まない）電子たばこは、同法にいうたばこには該当しない「たばこ類似品」ということとなります。

一般的に「喫煙」といえば「たばこ」を吸うことと解されますが、外見から

は使用している物がたばこに該当するかどうか（加熱式か電子か）を判断することは困難ですので、使用している物ではなく、喫煙という行為に着目して「たばこの葉以外の物質を電気加熱して発生させた蒸気を吸引すること」を加えて禁止行為に該当するものとし、道路等での喫煙を「マナー向上」の一環として規制の対象とするものです。（目的規定の改正とも関連）

ウ 路上喫煙（改正・追加／第4号関係）

従来の「道路等」の定義から「密閉された自動車内での喫煙」を除外しました。条例の規定を厳密に解釈・運用すれば、道路を走行する自動車の中での喫煙も「路上喫煙」に該当し、禁止行為の対象となりますが、自動車の場合は閉鎖された空間をつくる（たばこの煙を外に排出しない）ことができるため、自動車内での喫煙を除外しました。（自動車内で喫煙する場合であっても、窓を解放すれば漏れ出る副流煙により歩道の歩行者等に受動喫煙のリスクが生じることとなりますが、この点については改正後第7条（受動喫煙の防止）で「自動車等の乗車中に喫煙する者」に対して「喫煙により発生するたばこの煙が道路等に流出しないように配慮しなければならない」という規定を設けることにより配慮を求めることとしています。）

エ 路上喫煙等（追加／第5号関係）

「路上喫煙」と「吸い殻のポイ捨て」は喫煙に伴う一連の行為であるにも関わらず、現在、それぞれを規制する条例が異なっています。

ポイ捨て防止条例でたばこの吸い殻のポイ捨てが禁止されていますが、路上喫煙防止条例には吸い殻のポイ捨てを禁止する規定がありません。また、規制（指導等）の結果となる罰則の適用がそれぞれ異なるため、条例間の統合が必要になります。

具体的には、路上喫煙等禁止地区内で喫煙し、たばこの吸い殻をポイ捨てした場合、喫煙に対して罰則として「過料（改正前路上喫煙防止条例第13条）」が科されるのに対して、吸い殻のポイ捨てに対する罰則は「命令に従わなかった旨の公表（ポイ捨て防止条例第15条第4項）」となります。

そのため本号では、「たばこの吸い殻」を「たばこの葉以外の物質を電気加熱して発生させた蒸気を吸引した後に喫煙器具から排出される物を含む。」と定義することで電子たばこの吸い殻（カートリッジ等）も対象とし、ポイ捨てを「たばこの吸い殻を持ち帰らず、灰皿又はこれらを収納するための容器以外の場所に捨てることをいう。」と定義し、第6条の努力義務及び改正後第9条の禁止行為の対象としました。

(4) 市の責務規定等（追加・改正）

改正後	改正前
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、<u>路上喫煙等の防止のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</u></p> <p><u>2 市は、市民等及び事業者に対して、路上喫煙等の防止に関する意識の啓発に努めなければならない。</u></p> <p>(市民等の責務)</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、<u>路上喫煙</u>の防止のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(市民等の責務)</p>

<p>第4条 市民等は、市が実施する路上喫煙等の防止に関する施策に協力しなければならない。 (事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、市が実施する路上喫煙等の防止に関する施策に協力しなければならない。 (路上喫煙等の防止)</p> <p>第6条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。ただし、道路等を管理する権原を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。</p>	<p>第4条 市民等は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。 (事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。 (路上喫煙の防止)</p> <p>第6条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等を管理する権原を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。</p>
--	--

【内容】

従来の子の責務規定に「市民等への啓発義務」を加えました。

今回の条例改正の動機が喫煙習慣や環境の変化に対応するためのものであるように、状況の変化等に柔軟かつ機動的に対応するためには市民等への意識啓発が不可欠であると考えるためです。

【説明】

ア 第3条から6条まで

定義規定の追加に伴い「路上喫煙」を「路上喫煙等」に改正します。

イ 第3条(市の責務)に第2項を追加

従来の子の責務規定に「市民等への啓発義務」を加えました。

(5) 受動喫煙の防止(新設)

改正後	改正前
<p>(受動喫煙の防止等)</p> <p>第7条 <u>道路等以外の場所で喫煙する者及び自動車等の乗車中に喫煙する者は、喫煙により発生する煙が道路等に流出しないよう配慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>道路等に接する場所に喫煙所又は灰皿等を設置する者は、道路等を利用する者に受動喫煙(人が他人の喫煙により発生した煙にさらされることをいう。)の被害が及ぶことのないよう必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p>	

【説明】

今回の改正では目的規定(第1条関係)に「喫煙マナーの向上」を加えることにより、「歩行者の安全確保等」以外にマナーの観点から喫煙者等に対して配慮を求めることとしていますが、これには次のような背景があります。

ア 受動喫煙に対する意識の高まり

平成30年の健康増進法の一部改正により受動喫煙の防止に関する取組が定められ、さらに令和3年に埼玉県受動喫煙防止条例が施行されたことに伴い、社会的に受動喫煙に対する意識が高まりました。

これにより市には「私有地内での喫煙に対する苦情」や「路上喫煙等禁止地区内の拡大(全域化)に関する意見・要望」が多く寄せられるようになりましたが、そもそも喫煙という行為自体は条例で規制する性質のものではなく、改正前の本条例の目的も「歩行者等の身体及び財産の安全を確保すること」としていたため、

市は受動喫煙に関しては具体的な対応をとることができませんでした。

イ 指導（規制）の困難性

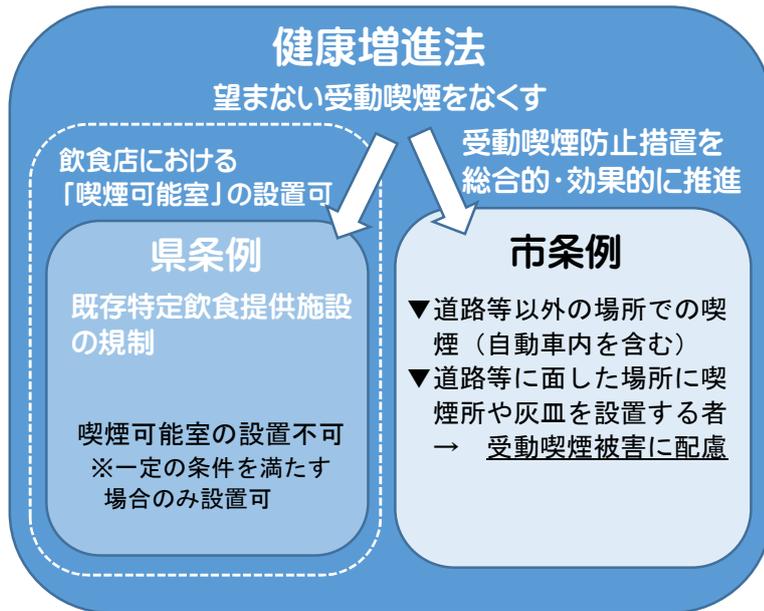
そもそも私有地における喫煙は法律や条例等で規制することができませんので、道路等に面した私有地や喫煙所等での喫煙により実質的に路上喫煙と同じ状態が生じている場合や、歩行者等が受動喫煙のリスクにさらされている場合などの苦情があったとしても、市は苦情の原因となる行為に対して注意・指導等を行うことができないため、根本的な解決は難しい状況です。

【内容】

こうした状況を踏まえ、今回の改正では「喫煙する者（第1項）」、「事業者及び喫煙所を設置する者（第2項）」に対して、受動喫煙に対する配慮と適切な措置を求めるものとなりました。

私有地から排出される煙と受動喫煙のリスクに直接的な関係があるとまでは言い切れず、私有地での喫煙を規制することができないとはいえ、実質的に路上喫煙と同じような状況は放置できませんので、その原因となる喫煙についてマナーの観点から周囲への配慮を求めることで受動喫煙のリスク低減を図ろうとするものです。

【参考】健康増進法・県条例と市条例の関係等



受動喫煙に関する取組等が規定されている健康増進法は、自治体に対して受動喫煙防止に関する取組の推進を求めています（同法第25条）。また、市の条例は埼玉県の受動喫煙防止条例とは規制の対象が異なる（県条例は主に飲食店等の建物における規制を規定しています）ため、本条例で受動喫煙に関する規定を設けることは許容されるものと考えています。

○健康増進法第25条

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう務めなければならない。

(6) 定義規定の追加に伴う改正

改正後	改正前
(禁止地区) 第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、	(禁止地区) 第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、

<p>特に必要があると認められる地区を路上喫煙等禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。</p> <p>（禁止地区内における路上喫煙等の禁止）</p> <p>第9条 市民等は、禁止地区内においては、路上喫煙等をしてはならない。</p> <p>第10条（略）</p> <p>（命令）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、第9条の規定に違反して路上喫煙等を行う者に対し、前条に規定する指導又は勧告を行わずに是正に必要な措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>特に必要があると認められる地区を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。</p> <p>（禁止地区内の路上喫煙の禁止）</p> <p>第8条 市民等は、禁止地区内においては、路上喫煙をしてはならない。</p> <p>第9条（略）</p> <p>（命令）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、第8条の規定に違反して路上喫煙を行う者に対し、前条に規定する指導又は勧告を行わずに是正に必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
--	--

【内容】

定義規定（第2条）の見直しに伴い、用語を改正します。

(7) 条ずれに伴う条番号の改正

改正後	改正前
第14条 第11条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料を科する。	第13条 第10条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料を科する。

【内容】

規定を新設（改正第7条）したことによる条ずれに伴う改正

2 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（平成13年条例第29号）の一部改正

改正後	改正前
<p>（勧告及び命令）</p> <p>第15条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、当該空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。ただし、和光市路上喫煙等の防止に関する条例（平成18年条例第15号）第10条に該当する場合を除く。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（勧告及び命令）</p> <p>第15条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、当該空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2～4（略）</p>

【内容】

これまで、たばこの吸い殻のポイ捨てはポイ捨て防止条例でのみ規制（禁止）されていましたが、喫煙と吸い殻のポイ捨ては一連の行為として規制対象とするべきという考え方から、路上喫煙防止条例で「路上喫煙等」を「路上喫煙及びたばこの吸い殻のポイ捨て」と定義（改正後第2条第5号）し、路上喫煙等禁止地区内における喫煙と吸い殻のポイ捨てを一連の行為として禁止することとしました。

一方、ポイ捨て防止条例では市内全域においてポイ捨てを禁じており、路上喫煙条例の改正（今回の改正で禁止行為にポイ捨てを含めました）により、路上喫煙等禁止地区内でのポイ捨てに対して罰則が二重に適用されてしまうことになるため、「路上喫煙防止条例による罰則の適用を受ける場合」を、ポイ捨て条例における罰則適用に係る手続（第15条の勧告及び命令）から除外しました。（改正後第15条）

【参考】

現行の規定では「たばこの吸い殻」が「空き缶等」の中に含まれる形で定義（第2条第1、2号）され、「空き缶等」を「ポイ捨て」することが禁じられています。（第8条）。

●ポイ捨て防止条例の規定

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等の収納に用いられた容器、 たばこの吸い殻 、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類するものであって、投棄されることによるごみの散乱の原因となるものをいう。
(2) ポイ捨て 空き缶等 を持ち帰らず、これらを収納するための 容器以外の場所に捨てること をいう。
(3)～(6) (略)
(投棄の禁止)
第8条 市民等は、 空き缶等をみだりに捨ててはならない 。

【図】 条例間における罰則適用の関係性



3 附則（両条例共通）

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

【説明】

条例の制定改廃は議会の議決によって行います。

地方自治法の規定では、議会において条例の制定又は改廃があったとき、議長はその日から3日以内に議決した条例を市長に送付しなければならない（自治法第16条第1項）とされ、市長は議長から送付された条例を、その日から20日以内に公布（条例の制定改廃があったことを知らせること）しなければならない（同第2項）とされています。

また、条例は、条例に特別の定めがあるものを除くほか、公布の日から起算して10日を経過した日からこれを施行する（同第3項）とされ、今回の改正条例における「附則」が「特別の定め」に当たります。

例えば条例案を市議会3月定例会に上程する場合、多くの場合は、附則により施行日を「4月1日」と定めますが、本条例案では改正内容等を市民等に周知する必要があり、その期間を設けなければならないことから、施行日を「7月1日」としています。（一般的に条例改正等の周知期間として必要とされる期間は「3か月」とされています。）

公布日から施行日までの3か月の間に、市民等に対する改正内容の周知と路上喫煙・ポイ捨て防止の更なる啓発を図るためのキャンペーンを実施することとしています。